

対象事業種類規模一覧(概要)

令和5年4月1日時点

法令番号	条例番号	事業の種類		環境影響評価法 第一種事業	第二種事業	第二分類事業	第三分類事業
					環境影響評価条例 第一分類事業		
1	道路の新設及び改築の事業	高速道路	新設	全事業を第一種事業として対象	—	—	—
		〃	改築	車線数の増加部分1km以上	法の対象外	○	○
		首都高速道路等	新設	4車線以上を第一種事業として対象	法の対象外	○	○
		〃	改築	4車線以上の増加部分1km以上	法の対象外	○	○
		一般国道等(国・県・市町村道)	新設	4車線以上かつ10km以上(国道)	4車線以上かつ7.5km以上(国道)	4車線以上かつ6km以上、又は2車線以上かつ10km以上	4車線以上かつ4km以上、又は2車線以上かつ8km以上
		〃	改築	改築後4車線以上かつ10km以上	改築後4車線以上かつ7.5km以上	改築後4車線以上かつ6km以上、又は2車線以上かつ10km以上	改築後4車線以上かつ4km以上、又は2車線以上かつ8km以上
		農業用道路	新設			幅員5.5m以上かつ10km以上	幅員5.5m以上かつ8km以上
		〃	改築			幅員2.75m以上増加(増加後幅員5.5m以上)かつ10km以上	幅員2.75m以上増加(増加後幅員5.5m以上)かつ8km以上
		大規模林道	新設	幅員6.5m以上かつ20km以上	幅員6.5m以上かつ15km以上	○	○
		林道	新設			幅員4m以上かつ10km以上	幅員4m以上かつ8km以上
〃	改築			改築後の幅員4m以上かつ10km以上	改築後の幅員4m以上かつ8km以上		
2	ダム・堰及び放水路の新築及び改築の事業	ダム・堰	新築	湛水(貯水)面積100ha以上	湛水(貯水)面積75ha以上	湛水(貯水)面積40ha以上	湛水(貯水)面積30ha以上
		湖沼水位調節施設	新築	水底の面積100ha以上	水底の面積75ha以上	○	○
		放水路	新築	100ha以上の土地の形状変更	75ha以上の土地の形状変更	○	○
3	鉄道及び軌道の建設及び改良の事業	新幹線	建設	全事業を第一種事業として対象	—	—	—
		普通鉄道	建設	10km以上	7.5km以上	5km以上	○
		〃	改良	改良部分10km以上	改良部分7.5km以上	改良部分5km以上	○
		新設軌道	建設	10km以上	7.5km以上	5km以上	○
4	飛行場及びその施設の設置又は変更の事業	飛行場	設置	2,500m以上	1,875m以上	法の第一種、第二種以外のもの	○
		〃	変更	500m以上延長(延長後2,500m以上に限る)	375m以上延長(延長後1,875m以上に限る)	375m以上延長(第一種、第二種以外)	○
		陸上ヘリポート	設置			救急活動用等を除く陸上ヘリポート	○
5	電気工作物の設置又は変更の工事の事業	水力発電所(下段:発電事業者かつ大規模ダム新築等を伴う場合)	設置	出力30,000kW以上	出力22,500kW以上	出力10,000kW以上	出力8,000kW以上
		〃	変更	出力22,500kW以上の発電設備の新設を伴う変更	法の対象外	出力10,000kW以上の発電設備の新設を伴う変更	出力8,000kW以上の発電設備の新設を伴う変更
		〃	変更	出力22,500kW以上の発電設備の新設を伴う変更	法の対象外	出力10,000kW以上の発電設備の新設を伴う変更	出力8,000kW以上の発電設備の新設を伴う変更
		火力発電所	設置	出力150,000kW以上	出力112,500kW以上	出力20,000kW以上	出力16,000kW以上
		〃	変更	出力150,000kW以上の発電設備の新設を伴う変更	出力112,500kW以上の発電設備の新設を伴う変更	出力20,000kW以上の発電設備の新設を伴う変更	出力16,000kW以上の発電設備の新設を伴う変更
		火力発電所(地熱を利用するもの)	設置	出力10,000kW以上	出力7,500kW以上	○	○
		〃	変更	出力10,000kW以上の発電設備の新設を伴う変更	出力7,500kW以上の発電設備の新設を伴う変更	○	○
		原子力発電所	設置	全事業を第一種事業として対象	—	—	—
		〃	変更	全事業を第一種事業として対象	—	—	—
		太陽電池発電所	設置	出力40,000kW以上	出力30,000kW以上	事業の用に供する区域面積18ha以上	事業の用に供する区域面積9ha(当該区域に森林 [※] が0.5ha以上含まれる場合は0.5ha)以上
〃	変更	出力40,000kW以上の発電設備の新設を伴う変更	出力30,000kW以上の発電設備の新設を伴う変更	事業の用に供する区域面積18ha以上増加	事業の用に供する区域面積9ha(当該区域に森林 [※] が0.5ha以上含まれる場合は0.5ha)以上増加		
6	廃棄物処理施設の設置並びにその構造及び規模の変更の事業	一般・産業廃棄物最終処分場	設置	埋立処分面積30ha以上	埋立処分面積25ha以上	埋立処分面積10ha以上	○
		〃	変更	埋立処分面積30ha以上増加	埋立処分面積25ha以上増加	埋立処分面積10ha以上増加	○
		ごみ焼却施設	設置			1時間当たりの処理能力の合計が ⁸ 8t以上	○
		〃	変更			1時間当たりの処理能力の合計が ⁸ 8t以上増加	○
		し尿処理施設	設置			1日当たりの処理能力の合計が ¹⁰⁰ 100kl以上	○
		〃	変更			1日当たりの処理能力の合計が ¹⁰⁰ 100kl以上増加	○
		産業廃棄物の焼却施設	設置			1時間当たりの処理能力の合計が ⁸ 8t以上	○
		〃	変更			1時間当たりの処理能力の合計が ⁸ 8t以上増加	○
7	公有水面の埋立及び干拓の事業	公有水面の埋立・干拓		埋立干拓区域50haを超える	埋立干拓区域40ha以上	埋立干拓区域20ha以上	埋立干拓区域10ha以上
8	土地区画整理事業	土地区画整理法に規定する土地区画整理事業		施行区域面積100ha以上	施行区域面積75ha以上	施行区域面積60ha以上	施行区域面積50ha以上
9	住宅団地の造成事業	新住宅市街地開発法に規定する新住宅市街地開発事業		施行区域面積100ha以上	施行区域面積75ha以上	施行区域面積30ha以上	施行区域面積15ha以上
10	工業団地の造成事業	首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律に規定する工業団地造成事業		施行区域面積100ha以上	施行区域面積75ha以上	施行区域面積30ha以上	施行区域面積15ha以上
11	都市基盤の整備事業	新都市基盤整備法に規定する新都市基盤整備事業		施行区域面積100ha以上	施行区域面積75ha以上	施行区域面積30ha以上	施行区域面積15ha以上
12	流通業務団地の造成事業	流通業務市街地の整備に関する法律に規定する流通業務団地造成事業		施行区域面積100ha以上	施行区域面積75ha以上	施行区域面積30ha以上	施行区域面積15ha以上
13	宅地の造成事業	独立行政法人都市再生機構が行う宅地造成事業		造成面積100ha以上	造成面積75ha以上	※ 条例番号19にて規定	
		独立行政法人中小企業基盤整備機構が行う宅地造成事業		造成面積100ha以上	造成面積75ha以上		
13	下水道終末処理場の建設事業	下水道終末処理場	新設			敷地の面積が ¹⁰ 10ha以上又は計画処理人口が ¹⁰ 10万人以上	敷地の面積が ⁵ 5ha以上又は計画処理人口が ⁵ 5万人以上
		〃	変更			敷地の面積が ¹⁰ 10ha以上増加又は計画処理人口が ¹⁰ 10万人以上増加	敷地の面積が ⁵ 5ha以上増加又は計画処理人口が ⁵ 5万人以上増加
14	土石又は砂利の採取事業	土石等の採取事業			事業の用に供する区域面積20ha以上	事業の用に供する区域面積10ha以上	
15	墓地又は墓園の造成事業	墓地又は墓園の造成事業			敷地の面積が ²⁰ 20ha以上	敷地の面積が ¹⁰ 10ha以上	
16	学校用地の造成事業	学校用地の造成事業			敷地の面積が ³⁰ 30ha以上	敷地の面積が ¹⁵ 15ha以上	
17	レクリエーション施設の設置及びその用地の造成事業	レクリエーション施設の設置又はその土地の造成事業			敷地の面積が ⁵⁰ 50ha以上	敷地の面積が ²⁵ 25ha以上	
18	工場又は事業場の建設事業	工場又は事業場の建設事業			1時間当たりの燃焼に係る原料若しくは燃料中の炭素量が ^{6,000} 6,000kg以上、又は1日当たりの排水量が ^{10,000} 10,000立方メートル以上	1時間当たりの燃焼に係る原料若しくは燃料中の炭素量が ^{5,000} 5,000kg以上、又は1日当たりの排水量が ^{8,000} 8,000立方メートル以上	
19	その他の施行規則第四条で定める事業	その他の宅地の造成の事業(8から12の項、15から17の項に掲げるものを除く。)			施行区域面積30ha以上	施行区域面積15ha以上	

※森林とは、森林法第二条第三項に規定する国有林及び同法第五条第一項の地域森林計画の対象となっている民有林をいう。

(注) 1.環境影響評価法の第一種事業、第二種事業欄が「空白」の事業は、本県独自の対象事業。 2.「—」部分は、環境影響評価法の「第一種事業」が総ての規模を対象。 3.「○」部分は、環境影響評価条例では設定しないこととした部分。